

【基本目標1】一人ひとりが尊重され、安心して相談できる社会

(1) 包括的な相談支援体制の構築

P86~P89

★重点取り組み

	名称	主管課	概要	R6年度実績	実績数値 (%)	課題	今後の取組	事業 継続/終了	R7年度の 変更点
		主な関係部局							
1	包括的で身近な相談支援体制の整備(重層的支援体制整備事業)	福祉課(地域支援担当、総務企画担当、総合相談担当、障害福祉担当) 市民部(市民生活課) 市民協働部(人権・同和・男女共同参画課、生活安全推進課) 保健福祉部(福祉課、子ども育成課、子ども家庭課、健康づくり課)	内容や対象者を問わない包括的で身近な相談支援体制の整備を進め、課題を抱える人の相談に応じ、情報提供や助言、支援関係機関との連絡調整を行うとともに、高齢者や障害者等への虐待の防止及びその早期発見の援助、自殺予防対応、対象者と地域とのつながりづくり等を行います。 ・相談内容を問わない相談窓口の周知の徹底 ・相談支援機関や関係機関との連携の強化(多機関による協働) ・相談支援に従事する職員の対応力の強化(人材育成) ・相談支援を手掛かりとした参加支援や地域づくりへの展開 ・身近なところで安心して気軽に立ち寄れる相談の場づくり	【福祉課総合相談担当】 ・総合相談窓口として、周知を図り、様々な相談を受けました。 ・多機関協働事業において、相談支援包括化推進員を福祉課内に配置し、個別ケースの対応や相談支援の円滑化・関係機関との連携強化を図りました。 ・各分野の課題を実際に抱えていた当事者を講師とし、多職種の専門職が受講する「分野横断的当事者研修」を実施しました。研修では、他の分野の当事者への関わり(対人援助)や多職種の専門職相互のネットワーク構築を図りました。(全6分野の当事者を講師に、専門職(多職種)13名受講) 【福祉課地域支援担当】 生活困窮者自立相談支援として、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関と連携を図り、適切な支援につながるよう努めました。 【市民生活課】 法律相談 235件/年 司法書士相談 178件/年	実績: ▲6.6ポイント ※悩んだり、困ったときに助けを求められない人の減少 【目標: 10%】 ※アンケートで「助けを求めている人がいない」「助けを求めている人がいない」等の回答割合を10ポイント以上減少させる。	【福祉課総合相談担当】 ・制度の狭間にあつて、市内の相談支援機関の支援対象とならない課題を抱えたケースや、複雑化・複合化した課題を抱え、複数の支援機関が関わる必要のあるケースなどへ、課題解決に向けた適切な対応を行う必要があります。 ・市民全体に依存症の理解を深めることで、依存症に関する潜在的な課題を持つ当事者が早期に回復へ向かうことができるよう、普及啓発や地域の支援体制強化を図る必要があります。 【福祉課地域支援担当】 ・生活困窮については相談内容の多様化・複雑化が顕著となり、中長期的にかかわるケースが増加しています。	【福祉課総合相談担当】 ・様々な支援機関と連携し、制度の狭間や複雑化・複合化した課題を抱えているケースへ対応するとともに、これらのケースの課題に対し、より適切な対応ができるよう、支援関係者のスキルアップや、関係機関相互のネットワーク構築等の仕組みづくりに取り組みます。 ・「依存症シンポジウム」を開催し、広く市民や関係機関の依存症の理解を深める機会を提供します。 【福祉課地域支援担当】 ・引き続き相談窓口の周知と関係機関との連携強化、相談対応者のスキル向上を図ります。	継続	他分野の課題に気づき、適切な機能につなぐ力を有する専門職の養成等の検討

(R2年実績22%→R6年実績28.6% 6.6ポイントの増)

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R6年度実績	事業 継続/終了	R7年度以降の 変更点
1	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対して、包括的に相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携しながら支援を行うことで自立の促進を図ります。また、ひきこもりなど窓口へ出向けない人に対しては、訪問等(アウトリーチ)による支援の充実を図ります。	福祉課(地域支援担当)	年間470件の相談に対し、生活物資支援のほか、地域包括支援センター等の専門機関との連携のもと支援を行いました。 重層的支援体制整備事業における相談支援包括化推進員と生活困窮者自立相談支援相談員等と連携した訪問等支援に取り組みました。	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R6年度実績	事業 継続/終了	R7年度以降の 変更点
2	民生委員・児童委員活動の支援	地域における身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を支援します。また、地域の民生委員推薦準備会と連携して定数の充足に努めます。	福祉課(総務企画担当)	定例会議(役員会、校区会長会、専門部会等)を毎月開催しました。 欠員補充に係る大牟田市民生委員推薦会を4回実施し、5名の委嘱を行いました。 令和6年度末の民生委員・児童委員数は276/295でした。	継続	民生委員・児童委員に対する配布物を見直し、会議効率化を図っています。
3	多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業	複雑化・複合化した課題に的確に対応するために、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする相談支援包括化推進員を配置し、包括的・総合的な相談体制を構築するとともに、地域に不足する資源の検討を行い、新たな社会資源の創出を図ります。	福祉課(総合相談担当)	・相談支援包括化推進員が、権利擁護連絡会、就労支援ネットワークや居住支援機関の会議へ参加し、情報共有等を行うなど、介護、障害、子育て、生活困窮等、各分野の相談支援機関のネットワーク構築・強化に取り組みました。 ・対人援助を行う専門職等に対し、刑余、ひきこもりなどの当事者との対話を通じた分野横断的研修を実施し、対人援助に必要な幅広い視点や様々な課題を抱える当事者と向き合う技能の向上、支援者間のネットワーク構築を図りました。	継続	他分野の課題に気づき、適切な機関につなぐ力を有する専門職の養成等の検討
4	法律相談	弁護士による無料の相談会を月2回実施します。	市民生活課	毎月第2、4水曜日に開催(年24回)。 相談実績235件。	継続	無
5	司法書士相談	司法書士による無料の相談会を月2回実施します。	市民生活課	毎月第1、3火曜日に開催(年24回)。 相談実績178件。	継続	無
6	相談支援事業	障害のある人や障害のある子どもの保護者、介護者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のために関係機関との連絡調整を行うなど、障害のある人等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。	福祉課(総合相談担当、障害福祉担当)	・指定一般相談支援事業者(市内4箇所)に委託し、障害者相談支援事業を実施しました。令和6年度の延べ相談件数は22,385件でした。 ・福祉サービスの利用等に関する支援や健康・医療に関する支援、社会参加・余暇活動に関する支援など、相談を受けて支援する内容は多岐にわたりました。 ・福祉課総合相談担当が、障害者の虐待相談窓口となり、相談対応を行いました。(虐待認定1件)	継続	無
7	障害者相談支援の充実	障害者自立支援・差別解消支援協議会の相談支援部会において、相談支援事業所を中心に関係機関が連携し、相談支援の充実に向けて協議・検討を行います。	福祉課(障害福祉担当)	5回の相談支援部会を開催し、事例検討等を行いました。また、市内のすべての相談支援事業所に呼びかけ、拡大会議を開催し、各事業所の紹介、困難事例の意見交換などを行いました。	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R6年度実績	事業 継続/終了	R7年度以降の 変更点
8	発達障害についての支援	障害者自立支援・差別解消支援協議会の子ども支援部会において、関係機関が連携して発達障害児への支援体制等を検討します。	福祉課(障害福祉担当)	令和5年5月より発達障害児者とその家族等を支援する事業として、発達障害または発達に気になる子どもとその保護者が集って交流できる場、また、専門職に相談もできる「りりあん」を実施しています。月に1回開催し、延べ40組の親子が参加しました。	継続	無
9	発達クリニック	乳幼児健康診査等の結果により、心身の発達が気になりな乳幼児に対して、月1回専門医師による診察相談を行います。	子ども家庭課	R5年度廃止	終了	無
10	ことばとこころの相談	ことばの発達や行動などが気になる幼児やその保護者に対して、心理の専門職による面接を行い、関わり方へのアドバイスや適切な療育機関の紹介を行います。(月6回の相談日を開設)	子ども家庭課	ことばの発達や行動等、気になる幼児やその保護者に対して、心理の専門職による面接を行い、関わり方についてのアドバイスや適切な療育機関の紹介を行いました。 6年度は年71回開催、相談者は実人員99人、延人員182人。	継続	無
11	早期教育相談の充実	教育委員会を窓口として、市、児童相談所等の行政機関と幼稚園、保育所、通園施設、小学校、特別支援学校*等の教育機関で大牟田市早期教育相談連絡協議会を設置し、連携を強化することで、就学前からの発達相談や就学相談を行います。	学校教育課指導室	早期教育相談連絡協議会を6月と2月に実施しました。協議会は幼稚園協会代表等16名で構成されており、就学前、就学後の支援体制や、効果的な引継ぎの在り方等について協議しました。また、啓発チラシを作成し、市内の幼稚園、保育園、認定こども園に配布しました。	継続	無
12	福祉サービスに関する苦情等の対応、相談窓口の紹介	福祉サービスに関する苦情に対応するとともに、苦情相談窓口等の紹介を行い、利用者の権利擁護及びサービスの向上に努めます。	福祉課(障害福祉)	サービスの利用に関する苦情等について、本人の主張を聞き、関係機関とも調整するなど、個別に対応しました。こちらから調整を行い、解決案を提案しても、受け入れられず、対応が困難なケースがあります。	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R6年度実績	事業 継続/終了	R7年度以降の 変更点
13	地域包括支援センター運営事業	市内に6か所の地域包括支援センターを設置し、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の専門職が連携して市民の身近な場所で支援を行います。	福祉課(総合相談担当)	<p>【総合相談支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年度に地域包括支援センターに寄せられた新たな相談は、3,270件でした。また、延べ13,224件の継続相談に対応しました。 ・寄せられる相談は、「介護保険」に関する相談が最も多く、次いで、「生活全般・その他」、「医療・疾病」、「認知症」に関する相談が多い状況でした。 ・医療機関や介護サービス事業所など支援関係機関と連携し、適切な支援に取り組んでいます。 <p>【権利擁護事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度や消費者被害について、地域の会議やサロン、健康教室にて情報提供を行うなど周知・啓発に取り組んでいます。 <p>【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの主任ケアマネージャーが定期的な会議や研修会を開催し、地域の介護支援専門員に対して指導や助言を行うなどケアマネージャーの資質・向上に努めています。 <p>【介護予防ケアマネジメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防プラン延べ24,119件に対応しました。 ・フレイル予防について、地域のサロンや出前講座にて、啓発に取り組んでいます。 <p>【地域包括支援センターへの助言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年4月、福祉課総合相談担当内に「基幹型包括支援センター」を設置し、市内6地区の地域包括支援センターに対する助言・後方支援を行っています。 	継続	無
14	地域ケア会議	地域包括支援センターごとに医療・介護等の専門職や地域の支援者等の多職種が協働し、日常生活において課題を抱えている高齢者やその世帯の支援及び地域課題について検討を行います。	福祉課(総合相談担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年度は、6地区の地域包括支援センターで34回、基幹型地域包括支援センターで2回、計36回開催しました。 ・会議では、困難事例の課題分析や対応方法を検討するとともに、共通する地域課題について検討しました。 	継続	無
15	認知症なんでも相談	認知症コーディネーターが相談に応じ、専門医や地域包括支援センターと連携して対応します。	福祉課(地域支援担当)	毎月第1・2水曜日 23回開設(祝日除く) 来所相談8件・電話相談10件	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R6年度実績	事業 継続/終了	R7年度以降の 変更点
16	健康相談	健康づくり、生活習慣病等に関する相談対応を行います。	健康づくり課	実施件数105件(4,673人) ゆめタウン、地区公民館、地域のイベント会場、健診結果説明会等で相談を行いました。	継続	無
新規事業	言語聴覚士による相談	乳幼児健診や育児相談などで、ことばの面や発音で心配のある子どもや、相談がある保護者を対象に、言語聴覚士が発達に応じた相談・助言を行います。	子ども家庭課 (母子保健担当)	ことばの面や発音で心配のある子どもや、相談がある保護者を対象に、言語聴覚士が発達に応じた相談・助言を行いました。 6年度は年4回開催、相談者は実人員6人、延人員8人。	継続	年4回から年6回に開催回数を増やす
新規事業	依存症なんでも相談	依存症当事者や家族等の支援者を支援するための相談窓口(「依存症なんでも相談会」)の開設に加え、当事者・家族・相談援助職を含めた地域全体の依存症に関する理解を深めるため、周知・啓発を行います。	福祉課総合相談担当	・医療機関や依存症回復支援機関と連携し、依存症当事者や家族等の支援者を支援するための相談窓口(「依存症なんでも相談会」)を毎月1回設置し、相談対応に当たりました。(相談者延べ18名) ・依存症回復支援機関と連携し、支援者や市民を対象に研修会を実施しました。(4件)	継続	7年度に広く市民や関係機関の依存症の理解を深める機会を提供するため「依存症シンポジウム」の開催

【基本目標1】一人ひとりが尊重され、安心して相談できる社会

(2) 権利擁護体制の充実

P90~P93

★重点取り組み

	名称	主管課	概要	R6年度実績	実績数値 (%)	課題	今後の取組	事業継続/終了	R7年度の変更点
		主な関係部局							
1	合理的配慮*の推進	福祉課(総合相談担当、総務企画担当、障害福祉担当) 全部局	<p>障害者基本法や障害者差別解消法に基づく合理的配慮*について、相互理解を基盤とした普及啓発に取り組むとともに、病気や障害、認知症等のある人の理解を深める取組みなど、幅広い分野において具体的な実践活動を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援・差別解消支援協議会合理的配慮推進部会の活動 ・教育、就業、地域等、様々な場での体験的な相互理解の充実 ・障害等の当事者、職場、地域、学校等における合理的配慮*への理解の促進 ・市職員全体に対する合理的配慮*への理解促進 	<p>【福祉課障害福祉担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援・差別解消支援協議会合理的配慮推進部会を2回開催し、部会内での研修のほか、市民に向けた「合理的配慮普及セミナー」を文化会館で開催しました。 ・市職員については、監督職等を対象に、障害者差別解消法に関する研修を実施しました。 ・商工会議所を通じ、会員へ事業者の合理的配慮の義務化についてリーフレットを配布しました。 ・障害者差別解消法の改正により令和6年4月から合理的配慮の提供が義務化された民間事業者に対し、店舗等の環境整備を促進するため、環境整備に要する費用の一部を助成する制度をR6年度から開始しました。また、合理的配慮の提供を実施している店舗等へ「障害のある人にもやさしいお店宣言ステッカー」を配布する事業も開始しました。 <p>【福祉課総合相談担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護連絡会において、合理的配慮等の情報を共有しました。 	<p>実績: 70.5%</p> <p>※障害についての理解度【目標値: 72%】</p>	<p>【福祉課障害福祉担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正障害者差別解消法について、民間事業者への理解啓発を進めるとともに、市民の障害についての理解を進めるためには、周知啓発を継続して実施することが必要です。 	<p>【福祉課障害福祉担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による合理的配慮の提供を促進するため、前年度に引き続き、合理的配慮提供助成事業に取り組めます。 ・合理的配慮の提供に取り組んでいる店舗等に対し、「障害のある人にもやさしいお店宣言ステッカー」を配付する事業を今年度も実施します。 	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R6年度実績	事業継続/終了	R7年度以降の変更点
1	人権なんでも相談	様々な人権の問題や近隣トラブル、身近なことでの相談に対応し、さらにその活用が図られるよう、広報・周知を行いながら人権擁護委員の活動支援に努め、人権擁護の取組みを進めます。	人権・同和・男女共同参画課	毎月1回「えるる」及び6月と12月にそれぞれ1地区公民館を会場として、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が実施する「人権なんでも相談」の開催支援を行いました。(12回、14か所で実施) 相談件数は前年度より増加しました。(R5...8件、R6...10件)	継続	無
2	各種団体との連携による多様な人権問題に関する啓発事業	市民一人ひとりが、人権問題に対する理解と認識を深めるために、講演会や講座等を開催します。	人権・同和・男女共同参画課、人権・同和教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・7月の福岡県同和问题啓発強調月間にあわせて、街頭啓発活動の実施、及び7月20日(土)に人権・同和教育講演会を開催しました。 ・12月の人権週間(4日~10日)にあわせて、街頭啓発活動の実施、及び12月21日(土)に人権フェスティバルを開催しました。 ・上記のほか、人権・同和教育研究実践交流会、人権連続講座(2回)及び人権学習会(4回)を開催しました。 	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R6年度実績	事業 継続/終了	R7年度以降の 変更点
3	消費生活相談	多種、多様化する消費者トラブルの未然防止・早期発見を図るため、啓発活動を行うとともに、関係機関と連携し成年後見制度などの権利擁護制度の活用を促します。また、消費生活センターの認知度向上に努め、トラブルに遭遇した市民に対して、解決に導くための的確な相談対応を行います。	生活安全推進課	年間相談件数 854件	継続	無
4	権利擁護連絡会	関係団体と協議を行い、児童・障害者・高齢者への虐待防止、成年後見制度を含む法的支援の適切な運用や普及啓発、多様な世代に関する生活支援の普及啓発などを行います。	福祉課(総合相談担当)	・R6年度は4回の権利擁護連絡会を開催し、虐待対応、成年後見、要保護児童、消費生活等、参加機関の活動状況の情報共有や事例をもとにケース検討を行いました。	継続	無
5	虐待防止及び対応へのネットワーク構築	虐待についての正しい知識の周知・啓発などを行う研修会等を実施し、虐待の防止を図ります。また、関係機関や地域の関係者等と積極的に連携を図りながら、虐待等の早期発見・解消に向けて対応ができるよう、権利擁護ネットワークの強化・充実を図ります。	福祉課(総合相談担当)	ホームページやリーフレット、シンポジウム形式の研修等により虐待についての正しい知識の周知・啓発を行いました。また、多職種や関係機関と情報共有を図りながら、早期発見・解消に向けた権利擁護ネットワークの強化・充実を行いました。	継続	無
6	成年後見制度利用促進事業	大牟田市成年後見センターや地域包括支援センターにおいて、成年後見制度利用や権利擁護に関する相談・助言、市民後見人の養成・登録、市民後見人活用による法人後見受任及び市民後見人活動の支援を行い、周知・普及を図ります。	福祉課(総合相談担当)	・成年後見センター業務を大牟田市社会福祉協議会に委託しています。 ・成年後見センター実績 ・初回相談133人 ・法人後見総受任件数135件 ・市民後見人登録者39人 ・市民後見人養成講座の開催 ・大牟田柳川信用金庫における相談窓口設置	継続	無
7	成年後見市長申立等支援事業	市長が行う成年後見制度利用の審判の請求において、審判の対象者が一定の要件に該当する場合について、後見制度の利用を支援するための費用の助成を行います。	福祉課(総合相談担当)	・高齢者7件、障害者1件の市長申立を行いました。 ・高齢者12件、障害者5件の後見人等への報酬助成を行いました。 ・成年後見制度利用支援事業実施要綱を改正しました。(R7年度以降は、これまで後見人等に対する報酬助成の対象について、市長申立のケースに限定していたところを、市長申立以外のケースも対象とすることとします。)	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R6年度実績	事業 継続/終了	R7年度以降の 変更点
8	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人たちに対し、支援計画を作成し、生活支援員を派遣することにより、自立した生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。 【実施主体:社会福祉協議会】	福祉課	利用者数86名(新規契約者17名、解約者12名) 延支援件数1,817件	継続	利用料の改定
9	障害者差別解消法に関する広報啓発	インターネット、広報紙、障害者福祉のしおり等を活用した広報活動を実施するとともに、出前講座や説明会等を通じて、市民の障害に対する理解・関心が深まるよう、障害者差別の解消のための広報・啓発に取り組めます。	福祉課(障害福祉担当)	・国連の世界自閉症啓発デー(4/2)・発達障害啓発週間(4/2~4/8)に合わせた市庁舎の自閉症啓発デーのシンボルカラーであるブルーのライトアップや自閉症の人の作品展を、ボランティア団体との共催事業として実施しました。また、同期間中は、子どもたちが青色で絵を描いた光る瓶を庁舎窓口に設置するとともに、窓口職員全員が名札にブルーリボンを付けて業務に当たるなどして、職員の意識啓発にもつながるよう取り組みを実施しました。 ・広報おおむた、FMたんと、ホームページ等による啓発のほか、人権フェスティバルでの啓発ティッシュの配布を行いました。 ・民間事業者による合理的配慮の提供が義務化された障害者差別解消法の改正に合わせ、前年度に引き続き、その内容を詳しく記載しているリーフレットを商工会議所の会員に配布しました。	継続	無
10	障害者差別解消法に基づく合理的配慮*の推進	国の基本方針等を踏まえ、合理的配慮*の提供に関する基本的な考え方、合理的配慮*の提供の好事例、相談体制等について定めた「大牟田市職員対応要領」等により、必要かつ合理的な配慮を推進します。また、人材育成推進室と連携し、合理的配慮*の提供等について市職員等を対象とした研修を実施し、市職員等の障害に対する理解の促進を図ります。さらに、障害者自立支援・差別解消支援協議会の合理的配慮推進部会において、当事者団体をはじめ、官民の関係機関等が連携・協力しながら、合理的配慮*の推進に向けた活動に取り組めます。	福祉課(障害福祉担当)	・新規採用職員等に対し、合理的配慮の提供の義務など障害者差別解消法についての研修を実施しました。 加えて、市役所の監督職を対象に、障害者差別解消法に関する研修を実施しました。 ・障害者自立支援・差別解消支援協議会の合理的配慮推進部会において、市民の合理的配慮の提供についての理解を進めるため、セミナーを実施しました。	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R6年度実績	事業 継続/終了	R7年度以降の 変更点
11	ふれあい共室	ボランティアの企画運営による交流事業を通じ、子どもたちが学校という場を離れ、世代を超えた人々や背景の異なる人々とのふれあいを通して、障害のある人に対する理解と認識を深め、豊かな人間性や社会性を育むことを目的として実施します。また、ボランティアが、これら活動の意義を認識し、地域において主体的に活動していくことにより、地域の人々が共に生きていくことのできる社会の形成を図ります。	生涯学習課	令和6年6月～令和7年2月毎月土曜日、主に10時～正午〈全8回、1月は他行事の為、2月実施〉保護者懇談会2回、ボランティア会議2回を実施。児童生徒24名、ボランティア21名の計45名での活動となりました。	継続	無
12	パラスポーツを通じた障害のある人への理解促進事業	パラスポーツ体験会、各種イベント等を通じて障害のある人への理解促進に取り組みます。	福祉課(障害福祉担当)	おおむたアリーナにおいて、パラリンピックメダリストのトークショーや競技用車いすの体験などパラスポーツにふれることができる「ふれあいパラサンまつり」が開催されました。	継続	無
新規事業						

【基本目標1】一人ひとりが尊重され、安心して相談できる社会

(3) 同じ立場や課題を経験した人同士の支え合い・居場所の充実⁹⁴～P95

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R6年度実績	事業 継続/終了	R7年度以降の 変更点
1	ふれあいサロン 活動支援(地域介 護予防活動支援 事業)	「仲間づくり」「生きがいがづくり」を目的 とした地域の憩いの場である、ふれ あいサロンの活動を支援し、高齢者 や障害者等の引きこもり防止やフレ イル*予防につなげます。【実施主 体:大牟田市社会福祉協議会】	福祉課(総合相談担 当)	・大牟田市社会福祉協議会が実施しているふれあい サロンの活動継続や新規立ち上げ支援を行っていま す。(活動支援金交付・ふれあいサロン連絡会→全サ ロン対象) ・R6年度より、各サロンを訪問し活動状況の把握や個 別の相談対応を実施しており、次年度も引き続き行っ ていきます。(R6年度末のサロン数は141件) また、校区別ふれあいサロン連絡会(4校区)を実施 し、意見交換や情報共有などを行い、互いの交流を 深める場となりました。	継続	無
2	認知症の人の家 族への支援	認知症の当事者や家族が集い、介 護の悩みや情報交換、専門職等に 相談できる場を開設し、認知症の人 とそれを支える家族の支援をしま す。	福祉課(地域支援担 当)	認知症カフェ主催の家族の会を月1回開催していま す。	継続	無
3	認知症本人交流 会への支援	若年性認知症の当事者が仲間と出 会い、励ましあい、積極的に社会参 加できる「ぼやき・つぶやき・元気 になる会」等の交流会の活動を支援 します。	福祉課(地域支援担 当)	若年性認知症に限らず、本人と家族を一体的に支援 するミーティングセンターを3か所で定期開催(月1回 2か所、週1回1か所)しています。	継続	無
4	認知症カフェ	認知症の本人や家族が気兼ねなく 参加できる集いの場です。専門職や 地域住民と出会い、認知症を理解し 合い、相談ができます。【実施主体: 地域住民や介護事業所等】	福祉課(地域支援担 当)	市内で約10箇所が活動しており、年に2回イベントを 開催し認知症啓発を行っています。	継続	無
新規 事業						

【基本目標1】一人ひとりが尊重され、安心して相談できる社会

(4) 包括的な自殺予防体制の構築

P96～P98

★重点取り組み

名称	主管課		概要	R6年度実績	実績数値 (%)	課題	今後の取組	事業継続/終了	R7年度の変更点
	主な関係部局								
1 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり	福祉課(地域支援担当)	全部局	<p>国の「地域自殺対策パッケージ※」で定められ、本市の自殺対策に必要な取り組みである①住民への啓発と周知、②生きることの促進要因への支援、③自殺対策を支える人材育成、④地域におけるネットワークの強化、⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育を、市民をはじめとした保健・医療・福祉・教育・労働等各関係機関・団体との連携を図りながら実施し、誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指します。さらに、本市の現状を踏まえ次の項目を重点的に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進 ・高齢者の自殺対策の推進 ・生活困窮者の自殺対策の推進 	<p>【地域支援担当】 ・下記「★主な事業」記載の項目を実施するとともに、各部局で取り組んだ自殺対策の各事業について、計画進捗確認シートを活用して進捗管理を行いました。</p>	<p>実績: 15.95%</p> <p>※自殺死亡率 【目標値: 16.2%】</p>	<p>【地域支援担当】 自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指し、今後とも関係機関・団体との連携を図りながら各施策を推進する必要があります。</p>	<p>【地域支援担当】 ・引き続き下記「★主な事業」記載事項について、取り組んでいきます。</p>	継続	無

★主な事業

事業名	内容	所管課	R6年度実績	事業継続/終了	R7年度以降の変更点
1 自殺対策啓発活動	自殺予防週間(9月10日～9月16日)、自殺対策強化月間(3月)に合わせ、自殺対策に関する啓発活動を行います。また、随時、広報おおむたやホームページ等で情報を提供します。	福祉課(地域支援担当)	左記の週間と月間に全戸配布の市広報紙に自殺対策啓発記事を掲載しました。また、月間には従来の啓発ポケットティッシュを関係機関や窓口の協力を得て広く配布しました。さらに、のぼり旗設置、市庁舎ロビーにてパネル展示、庁舎内や駅前にて啓発動画放映等も継続して実施しました。	継続	無
2 ゲートキーパー*研修	自殺を考えていることを周りの人が早期に「気付く」ことが重要です。また、相談を受ける周りの人自身が相談者の自殺既遂に遭遇した場合などに心の健康を維持することが大切です。このため、市職員、専門職、市民に対して、誰もが「気付き」や「自らの心のケア」について学べるような研修機会の確保を図ります。さらに、専門職には、自殺リスクを的確に評価できる技術等を向上させるための支援を行います。	福祉課(地域支援担当)	<p>1)職員対象:窓口対応や相談対応を行う職員等を対象に、42人が受講しました。</p> <p>2)市民対象 ①小学生～高校生の子を持つ保護者または、その関係者を対象に、23人が受講しました。 ②市内に在住または、通勤・通学している人を対象に、29人が受講しました。 3)専門職対象:保健師を対象に、20人が受講しました。</p>	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R6年度実績	事業 継続/終了	R7年度以降の 変更点
3	専門職による心の健康相談	生活の悩みや不安等の相談に、臨床心理士等の専門職が応じます。	福祉課(地域支援担当)	【こころリフレッシュ相談】 毎月第1・3火曜日に、合計23回企画しました。 相談実人数は12人でした。	継続	無
4	自殺対策のネットワークの強化	関係機関等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進するため、相互の連携・協働の仕組みを構築します。 〈協議を行う連絡会等〉 ・障害者自立支援・差別解消支援協議会 ・権利擁護連絡会	福祉課(地域支援担当)	自立支援協議会等において自殺対策の取組み(進捗状況)についての説明を実施しました。	継続	無
5	児童生徒向け自殺予防啓発	国・県等の自殺対策に関連するリーフレット、SOSダイヤルの案内チラシ等を配布し、周知啓発を図ります。	学校教育課指導室	国・県等の自殺対策に関連するリーフレット(教職員用・児童生徒用)、悩み相談窓口・SOSダイヤルの案内チラシ等を配布し、周知啓発を図りました。 悩み相談窓口一覧を児童生徒のタブレット端末上に表示し、児童生徒本人がいつでも確認できるようにしました。	継続	無
新規事業						